

## 協議事項(3) 地域公共交通計画満了に伴う地域公共交通計画変更認定申請について

### 1. 協議事項

令和7年9月25日付で国土交通大臣により認定されました令和8年度地域公共交通確保維持計画（計画期間：令和7年10月1日から令和8年9月30日）について、本計画期間中に本市地域公共交通計画（計画期間：令和2年4月から令和8年3月）が満了することから、新たに策定する第2次沼津市地域公共交通計画（計画期間：令和8年4月から令和13年3月）に合わせて、地域公共交通計画別紙「地域公共交通確保維持計画〈地域内フィーダー系統〉」について変更を行い、変更後の計画案について国土交通大臣に変更認定申請を行うため、申請内容について本協議会にてご審議をいただくものです。

### 2. 地域内フィーダー系統対象路線

No.	路線名	運行事業者	内容
1	ららぽーと・原団地・原駅線	富士急シティバス	継続
2	片浜・柳沢線	〃	〃
3	ミューバス原・浮島線	富士急静岡タクシー	〃
4	東海道線	富士急シティバス	〃
5	拓南東線	〃	〃
6	免許センター線	〃	〃
7	北小林線	〃	〃
8	下香貫循環	東海バス	〃

### 3. 対象期間

令和7年10月～令和8年9月（変更分：令和8年4月～令和8年9月）

### 4. 資料

- ・地域公共交通計画変更認定申請書（案）
- ・沼津市地域公共交通計画 別紙  
（地域公共交通確保維持計画〈地域内フィーダー系統〉）
- ・表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）
- ・表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

# (案)

様式第1-2(日本産業規格A列4番)

沼都ま第 号  
令和8年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 沼津市地域公共交通協議会  
住 所 沼津市御幸町16番1号  
代表者氏名 会長 吉田 樹

## 地域公共交通計画変更認定申請書

令和7年9月25日付け国総地第144号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

### ○ 変更日

令和8年4月1日

### ○ 変更箇所

沼津市地域公共交通計画

沼津市地域公共交通計画別紙(地域公共交通確保維持計画<地域内フィーダー系統>)

表1地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者  
(地域内フィーダー系統)

表5地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

### ○ 変更理由

現行の沼津市地域公共交通計画の計画期間が令和8年3月31日に終了することに伴い、次期計画(計画期間令和8年4月1日から令和13年3月31日まで)を策定したため。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

沼津市地域公共交通計画 別紙  
(地域公共交通確保維持計画〈地域内フィーダー系統〉)

令和7年6月9日  
(令和8年2月 日一部変更)  
沼津市地域公共交通協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の公共交通機関は、鉄道についてはJR沼津駅、片浜駅、原駅、大岡駅の4駅が配置されている。路線バスについては、主に伊豆箱根バス、東海バス、富士急シティバスの3社の路線がJR沼津駅を起点に放射状に広範囲に整備されているが、全般として自家用車への利用率が高く、バス事業者は多くの赤字路線を抱えており、特に郊外部はその傾向が顕著である。

他市とを結ぶ幹線交通としてはJR東海道本線や御殿場線が運行しているほか、地域間幹線系統としては、沼津駅を起点として富士市とを結ぶ原線、長泉町とを結ぶがんセンター線を富士急シティバスが、三島市とを結ぶ沼津大岡三島線、伊豆の国市とを結ぶ沼津静浦長岡線を伊豆箱根バスが運行しており、これら幹線に接続する市内路線バスが、車を持たない高齢者や学生など、他の交通手段のない方々の生活に不可欠な路線として運行している。

しかしながら、昨今の人口減少に加え、コロナウイルスの影響により路線バスの利用は大幅な減少となり、収束後徐々に回復しているもののコロナウイルスの発生前までの利用には程遠い状況である、物価高騰の影響も重なり、収支の悪化を招いているほか、いわゆる2024問題もありバスの運転手不足が進み運行の継続が困難な状況となっている。

本市では令和4年2月に第1次沼津市地域公共交通利便増進実施計画を策定し、市西部地区における利便性の向上と利用状況に応じた効率化を図るため路線の再編を行った。

この再編により、「ららぽーと・原団地・原駅線」、「片浜・柳沢線」、「ミューバス原・浮島線」を新設し、地域間幹線系統である原線に接続する路線として、地域内フィーダー系統に位置付け、国と市の補助金を活用しながら運行を維持している。

また、昨今バスの運転手不足により市街地においても減便を余儀なくされる中、沼津駅を中心とする3km圏内の都市的居住圏内には本市の人口の約6割が集中しており、車を持たない高齢者や障がい者、学生なども多いことから、市街地と地域拠点や産業交流拠点をネットワークで繋ぎ、かつ、鉄道駅や上記の地域間幹線系統と接続することにより高水準のサービスを提供するため、令和6年4月から新たに「東海道線」「拓南東線」「運転免許センター線」「北小林線」「下香貫循環」の5路線を地域内フィーダー系統として位置付け、国と市の補助金を活用しながら運行を維持していくこととした。

既存の3路線については、原駅、片浜駅を中心に市西部地区住民の通院、買い物等日常生活に必要不可欠な路線として存続していく必要がある。

また、新たに追加した5路線については、沿線に施設や学校が点在していることから、交通結節点である沼津駅と市内の各地域拠点とを結ぶ重要な路線であり、いずれの路線も住民の通勤、通学、通院、買い物等を中心とした生活に必要不可欠な路線として存続していくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

事業の目標として、収支差額を以下のとおりに設定する。

- ◆ららぽーと・原団地・原駅線  
収支差額を△24,000千円以下とする。
- ◆片浜・柳沢線  
収支差額を△8,000千円以下とする。
- ◆ミューバス原・浮島線  
収支差額を△6,500千円以下とする。
- ◆東海道線  
収支差額を△10,000千円以下とする。
- ◆拓南東線  
収支差額を△7,500千円以下とする。
- ◆運転免許センター線  
収支差額を△8,600千円以下とする。
- ◆北小林線  
収支差額を△10,000千円以下とする。
- ◆下香貫循環  
収支差額を△4,600千円以下とする。

参考：沼津市地域公共交通計画における指標（P49 参照）

「路線バスに運行に係る収支差額 R6:△3億2,182万円 → R12:△3億2,100万円以内」

## (2) 事業の効果

## ◆共通

幹線、支線のネットワーク化により、効率的な運行体系が実現できる。

## ◆ららぽーと・原団地・原駅線

路線維持により、片浜、今沢、原地区住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、原地区からららぽーと沼津、沼津市立病院への直通路線となっており、外出促進、地域活性化にもつながる。

## ◆片浜・柳沢線

路線維持により、愛鷹、今沢地区住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、片浜駅乗継となるが、沼津駅方面への運行頻度の増大など従来からの利便性向上が図られる路線となっており、外出促進、地域活性化にもつながる。

## ◆ミュージーバス原・浮島線

路線維持により、原、浮島地区住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、浮島地区への運行頻度の増大など従来からの利便性向上が図られる路線となっており、外出促進、地域活性化にもつながる。

## ◆東海道線

路線維持により、市街地と片浜地区間の住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、片浜地区から沼津駅への直通路線のため、外出促進、地域活性化にもつながる。

## ◆拓南東線

路線維持により、第五、金岡、門池地区住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、沿線に沼津中央高校、沼津市立高校、加藤学園、沼津東高校、暁秀高校等学校が点在していることから、通学に必要な路線であり、沼津駅方面への運行頻度の増大など従来からの利便性向上が図られる路線として、外出促進、地域活性化にもつながる。

## ◆運転免許センター線

路線維持により、第五、金岡地区住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、沼津駅から東部免許センターや運動公園への直通路線となっていることから、外出促進、地域活性化にもつながる。

## ◆北小林線

路線維持により、第五、金岡、門池地区住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、沿線に沼津中央高校、沼津市立高校、加藤学園、沼津城北高校など学校が点在していることから、通学に必要な路線であり、沼津駅方面への運行頻度の増大など従来からの利便性向上が図られる路線として、外出促進、地域活性化にもつながる。

## ◆下香貫循環

路線維持により、市街地と下香貫地区間の住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、沼津駅と下香貫地区を循環する路線のため、外出促進、地域活性化にもつながる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

## ◆共通

・鉄道や路線バスのネットワークが見える公共交通マップの作成 〈沼津市〉

※計画 P37 参照

・沿線の学校を中心にモビリティマネジメントを行う。

〈沼津市、富士急シティバス・富士急静岡タクシー・東海バス〉 ※計画 P39 参照

## ◆ららぽーと・原団地・原駅線

・GTFS データの整備、バスの位置情報の活用〈富士急シティバス〉 ※計画 P34 参照

・~~地域間幹線系統「原線」や「根方線」との接続における乗継割引の導入~~

〈富士急シティバス〉 ※計画 P30 参照

## ◆片浜・柳沢線

・GTFS データの整備、バスの位置情報の活用〈富士急シティバス〉 ※計画 P34 参照

・~~地域間幹線系統「原線」や「根方線」との接続における乗継割引の導入~~

〈富士急シティバス〉 ※計画 P30 参照

## ◆ミュージーバス原・浮島線

・利用実態の把握、分析及び地域協議による運行継続基準の設定

(「ミュージーバス原・浮島線」) 〈沼津市〉

※計画 P26 参照

## ◆東海道線

・GTFS データの整備、バスの位置情報の活用〈富士急シティバス〉 ※計画 P34 参照

## ◆拓南東線

・GTFS データの整備、バスの位置情報の活用〈富士急シティバス〉 ※計画 P34 参照

## ◆運転免許センター線

・GTFS データの整備、バスの位置情報の活用〈富士急シティバス〉 ※計画 P34 参照

## ◆北小林線

・GTFS データの整備、バスの位置情報の活用〈富士急シティバス〉 ※計画 P34 参照

## ◆下香貫循環

・GTFS データの整備、バスの位置情報の活用〈東海バス〉

※計画 P34 参照

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

- ① ららぽーと・原団地・原駅線（富士急シティバス株式会社）
- ② 片浜・柳沢線（富士急シティバス株式会社）
- ③ ミューバス原・浮島線（富士急静岡タクシー株式会社）
- ④ 東海道線（富士急シティバス株式会社）
- ⑤ 拓南東線（富士急シティバス株式会社）
- ⑥ 運転免許センター線（富士急シティバス株式会社）
- ⑦ 北小林線（富士急シティバス株式会社）
- ⑧ 下香貫循環（株式会社東海バス）

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線の経費負担については下記のとおりとする。

- ・「ららぽーと・原団地・原駅線」、**「片浜・柳沢線」**、「東海道線」、「拓南東線」、「運転免許センター線」、「北小林線」、「下香貫循環」は、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市と事業者で按分する。
- ・「ミューバス原・浮島線」、**「片浜・柳沢線」**は、経費から収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市が補助する（沼津市自主運行バスとして運行）。

## 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・測定方法については、OD 調査による利用者数やバス停毎の利用動向をモニタリングする。
- ・評価方法については、収支差額による評価を実施

路線名	利用者数(人)	1回あたりの利用者数(人)		効果
	R6 実績	R6 実績	R8 目標	
① ららぽーと・原団地・原駅線	80,787	15.4	16.0	1回あたりの利用者数を増加し、運賃収入の増により、収支差額の幅を縮小する。
② 片浜・柳沢線	8,074	3.6	4.0	
③ ミューバス原・浮島線	18,800	4.3	4.5	
④ 東海道線	29,034	15.3	15.5	
⑤ 拓南東線	29,991	21.4	21.5	
⑥ 運転免許センター線	22,200	15.4	15.5	
⑦ 北小林線	30,048	13.8	14.0	
⑧ 下香貫循環	41,071	17.7	18.0	

※④～⑧は、R6. 4. 1～R6. 9. 30 の実績

## 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

## 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

## 8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

## 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

## 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

## 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和3年7月14日（令和3年度第1回） 利便増進実施計画策定方針の確認
- ・令和3年11月9日（令和3年度第2回）                   "                   進捗報告
- ・令和4年1月25日（令和3年度第3回） 各路線の運行内容の承認
- ・令和4年6月1日（令和4年度第1回） 沼津市地域公共交通計画別紙の承認
- ・令和5年2月1日（令和4年度第3回）  
各路線の運行内容及び沼津市地域公共交通別紙の内容の変更について承認
- ・令和5年6月13日（令和5年度第1回） 沼津市地域公共交通計画別紙の承認
- ・令和5年9月8日（令和5年度第2回）  
ミューバス原・浮島線の運行内容及び沼津市地域公共交通計画別紙の変更について承認
- ・令和6年2月5日（令和5年度第3回）  
対象路線追加による沼津市地域公共交通計画及び別紙の内容の変更について承認
- ・令和6年6月24日（令和6年度第1回） 沼津市地域公共交通計画別紙の承認
- ・令和7年1月21日（令和6年度第2回）  
北小林線の運行内容及び沼津市地域公共交通計画別紙の変更について承認
- ・令和7年6月9日（令和7年度第1回） 沼津市地域公共交通計画別紙の承認
- ・令和8年1月26日（令和7年度第3回） **第2次沼津市地域公共交通計画の承認**
- ・令和8年2月 日（令和7年度第4回）  
**沼津市地域公共交通計画期間満了に伴う、沼津市地域公共交通計画別紙の変更について承認**

## 19. 利用者等の意見の反映状況

- ・~~沼津市地域公共交通計画（案）についてパブリックコメントを実施し、西部地区路線の再編に関する意見（高齢者需要への対応）があった（当該意見については運行計画に反映している）。~~
- ・協議会には、市民及び利用者の代表が委員となっており、本計画について審議いただいた。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）静岡県沼津市御幸町16-1

（所 属）沼津市都市計画部まちづくり政策課交通政策室

（氏 名）北村 和孝

（電 話）055-934-4759

（e-mail）mati-seisaku@city.numazu.lg.jp

(案)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
沼津市	富士急シティバス株式会社	(1) ららぽーと・原団地・原駅線	ららぽーと 沼津	片浜駅 兼富原団地	原駅	往 7.5km 復 7.5km	182日	2457回	○		路線定期運行	①	「大諏訪」～「西今沢」間及び「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士急シティバス株式会社	(2) ららぽーと・原団地・原駅線	片浜駅	兼富原団地	原駅	往 4.3km 復 4.3km	187日	214.5回	○		路線定期運行	①	「片浜駅」～「西今沢」間及び「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士急シティバス株式会社	(3) 片浜・柳沢線	片浜駅	愛中入口	柳沢	往 4.0km 復 4.0km	304日	1723.9回	○		路線定期運行	①	「片浜駅」で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士急静岡タクシー株式会社	(4) ミューバス原・浮島線	原駅	沼川橋・ 東平沼	浮島地区 センター	往 4.5km 復 4.5km	182日	546回	○		路線定期運行	①	「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士急静岡タクシー株式会社	(5) ミューバス原・浮島線	原駅	マクドナルド沼津原駅前・ 東平沼・石川	荒久	往 6.9km 復 6.9km	182日	332回	○		路線定期運行	①	「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士急静岡タクシー株式会社	(6) ミューバス原・浮島線	原駅	沼川橋・ 三合橋・ 東平沼・ 石川	荒久	往 5.8km 復 5.8km	182日	391回	○		路線定期運行	①	「原交番前」～「原前田」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士急静岡タクシー株式会社	(7) ミューバス原・浮島線	原駅	沼川橋・三合 橋・石川・マ クドナルド・原 前田	(循環) 原駅	9.4km	182日	546回	○		路線定期運行	①	「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士急静岡タクシー株式会社	(8) ミューバス原・浮島線	原駅	沼川橋・東平 沼・浮島地区 センター・石 川	荒久	往 6.3km 復 6.3km	182日	364回	○		路線定期運行	①	「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士急シティバス株式会社	(9) 東海道線	沼津駅	大諏訪	片浜駅	往 5.6km 復 5.6km	365日	3777回			路線定期運行	①	「沼津駅」～「片浜駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	③
	富士急シティバス株式会社	(10) 拓南東線	沼津駅	天神ヶ尾	拓南東	往 7.3km 復 7.4km	365日	2912回			路線定期運行	①	「沼津駅」～「宮下」間で補助対象地域間幹線系統「がんセンター線」と接続	③
	富士急シティバス株式会社	(11) 運転免許センター線	沼津駅	庄栄町・ 高尾台	東部運転 免許セン ター	往 6.4km 復 6.3km	365日	2856回			路線定期運行	①	「沼津駅」で「原線」等の補助対象地域間幹線系統と接続	③
	富士急シティバス株式会社	(12) 北小林線	沼津駅	天神ヶ尾	マール沼津 工場前	往 5.0km 復 5.0km	365日	4031回			路線定期運行	①	「沼津駅」～「マール沼津工場前」間で補助対象地域間幹線系統「がんセンター線」と接続	③
	株式会社東海バス	(13) 下香貫循環線	沼津駅	東桃郷・ 木の宮	(循環) 沼津駅	11.6km	365日	2069回			路線定期運行	①	「沼津駅」～「上土」間で補助対象地域間幹線系統「沼津静清長岡線」と接続	③
	株式会社東海バス	(14) 下香貫循環線	沼津駅	木の宮・ 東桃郷	(循環) 沼津駅	11.6km	365日	2555回			路線定期運行	①	「沼津駅」～「上土」間で補助対象地域間幹線系統「沼津静清長岡線」と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

(案)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	沼津市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	27,153
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
沼津市地域公共交通計画	令和8年3月	
沼津市地域公共交通利便増進実施計画	令和7年2月	令和4年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)